

令和3年度第1回在宅医療推進懇話会（令和3年12月10日）

主な意見

1. 議題

（1）新型コロナウイルス感染症における高齢者の現状と課題について

（委員）

・介護者（家族）が感染し、濃厚接触者となった要介護者が自宅に取り残された場合、受入体制が整っていない。県として、要介護である濃厚接触者を医療機関に入院させるのか。老健等の施設を用意するのか。そういう制度をつくらないと同じことが起こる。三重県として、現在、制度はどのようになっているのか。

また、行政は協力依頼だけでなく、介護施設が受け入れるには、感染対策等の準備も必要であり、何らかの支援体制が必要である。

（事務局）

・現在、濃厚接触者の入院という仕組みはない。基本的には、濃厚接触者については、老健施設のショートステイの仕組みを調整することとしている。濃厚接触者として一定期間様子を見てから、老健施設のショートステイを利用することも想定している。

（委員）

・濃厚接触者が発症するのは、長くても1週間以内である。介護サービスを継続していただいて、その後、陽性になるか陰性になるかで、対応を決めていくほうが効率的である。

（委員）

・団体から国、県に、宿泊療養所の介護版を設置してほしいと要望書を提出している。ショートステイについては、ほぼ空床利用であるので、通常入所されている方と同部屋になるため、コロナ感染疑いの高齢者を受入れすることは、非常に難しい現状がある。

(委員)

・介護者が入院してしまうと、徘徊等がある認知症高齢者の場合は、見守りだけでは、介護することが難しい。社会的入院等のシステムが必要ではないか。

(委員)

・第5波の際、コロナ受入医療機関は、コロナ患者を受入れることで精いっぱいだった。そのため、社会的入院は難しい。

また、陽性の認知症の方は入院先が見つからない。在宅の認知症の退院先がないのも大きな課題である。県として考えていただきたい。

(委員)

・第5波の際は、入院期間も短かったため、退院後の受入れ先やサービス調整に苦慮した。転院もスムーズにいかないため、今後検討が必要である。

(委員)

・訪問介護と訪問看護では、感染症対策に知識や対応に差がある。そのため、一律に拒否という言葉を使うのはいかがなものか。

(委員)

・施設として、陽性か陰性か分からない状況で受け入れるのは困難であった。それを拒否といわれるとつらい。

(委員)

・訪問介護の職員は、60歳以上が多い。感染症のスペシャリストが付き添っていただければ、サービス提供できると思う。そのためには、教育体制を整えていくことが必要。

(委員)

・事業所は、コロナ対策に一生懸命取り組んでいるので、拒否という言葉は控えていただきたい。

(2) 令和3年度在宅医療にかかる取組状況および

第7次三重県医療計画（在宅医療対策）の進捗状況について

(委員)

・死亡場所の老人ホームの内訳を教えてください。

(事務局)

- ・老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

(委員)

- ・各指標項目について、市町によっては「0」という数値があるが、施設基準もあり、届出ができない現状がある。しかし、各地区で何らかの取組をしていることをご理解いただきたい。

(委員)

- ・目標値項目について達成できていない。しかし、団体として、依頼があれば断らない取組をしていることをご理解いただきたい。

(委員)

- ・数値だけで、このことを議論していくことは問題があると思われる。それぞれの地域でどのようなことが行われ、どのように機能しているかということをご懇話会で話題提供いただきたい。

(事務局)

- ・数値については、地域の強みはどこにあるのかという検討材料にさせていただくために提供している。

(3) 令和3年度介護認定を受けた人の状況変化の調査結果について

(委員)

- ・要支援1, 2の方は変化がないとのことだが、要介護の方の傾向が分かっているのであれば、情報提供いただきたい。要介護1の方が変化しやすい。また、何か良かったと思われる点についても、調べていただきたい。

(事務局)

- ・この調査は、コロナ禍における影響を調べるものではなく、介護予防を中心とした対策を考える必要があることから、経年変化を把握するために調査を実施している。要介護の方についての情報はない。

(委員)

- ・介護サービスのコンセプトは、自立支援である。そのため、軽度の要支援1, 2の方が、どれだけ自立されているかを把握することを目的としている。

(委員)

- ・要支援1, 2の認知機能の変化について、要介護度にほぼ反映されない現状があるので、今後何らかの方法で把握できることを期待したい。

(4) 医療的ケア児支援法の概要とセンター設置に向けての動き (小児在宅)

(委員)

- ・センターについては、国の重要事業の一つである。厚生労働省において、在宅医療及び在宅医療・介護連携に関するワーキンググループが開催されている。患者の状態に応じた質の高い在宅医療提供体制の確保について、医療的ケア児の小児在宅が議論されている。今後、第8次医療計画において、小児在宅が福祉・教育だけでなく、医療との連携を推進していくことが明記されること等が予想される。今後も、介護のみならず、小児在宅医療についても、三重県で考えていきたいので、ご協力いただきたい。